

正解

No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10
(3)	(1)	(3)	(4)	(2)	(5)	(4)	(1)	(5)	(1)
正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率
90%	98%	93%	90%	85%	90%	85%	96%	76%	90%

1 天皇の国事行為 正解 (3)

- (1) 正しい。 枝文のとおり (憲法 6 条 1 項)。
- (2) 正しい。 枝文のとおり (憲法 6 条 2 項)。
- (3) 誤り。 両議院の議長は、各々の議院が選任し (憲法 58 条 1 項)、天皇の任命を経ることなく就任する。
- (4) 正しい。 枝文のとおり (憲法 7 条 3 号)。
- (5) 正しい。 枝文のとおり (憲法 7 条 10 号)。

2 国会議員 正解 (1)

- (1) 誤り。 憲法 48 条は「何人も、同時に両議院の議員たることはできない。」と規定している。両院制をとる以上、各議院が別個の議員で構成されなければならないからである。
- (2) 正しい。 枝文のとおり (憲法 49 条)。なお、在任中の減額が禁止されているのは裁判官の報酬である (憲法 79 条 6 項後段、80 条 2 項後段)。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。
- (4) 正しい。 枝文のとおり (国会法 35 条)。
- (5) 正しい。 枝文のとおり (憲法 51 条)。憲法 51 条は免責特権の主体を「両議院の議員」としており、これには内閣総理大臣やその他の国务大臣等の資格を有する議員も含まれるが、免責特権の対象は議員としてなした発言に限られる (東京高判昭 34・12・26)。

3 懲戒処分 正解 (3)

- (1) 正しい。 枝文のとおり (地公法 29 条 1 項)。
- (2) 正しい。 枝文のとおり (地公法 27 条 1 項)。
- (3) 誤り。 罰金刑は刑事責任を問うものであり、懲戒処分とは目的が異なるから、刑罰を科された者に対して重ねて懲戒処分を行うことは可能である。
- (4) 正しい。 枝文のとおり (地公法 29 条 1 項 3 号)。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。懲戒処分が地公法 29 条 1 項に法律として規定されていることとの関係で、訓告や嚴重注意等は、それが懲戒処分としての制裁的実質をそなえないものであれば許されると解されている。

4 警察署協議会 正解（4）

- （1）正しい。 枝文のとおり（警察法 53 条の 2 第 2 項）。
- （2）正しい。 枝文のとおり（警察法 53 条の 2 第 1 項）。
- （3）正しい。 枝文のとおり。警察署長は意見を尊重すべきではあるが、それに拘束されるものではない。
- （4）誤り。 警察署協議会は、警察の事務の処理のあり方を審議する機関であり、公の意思決定を行うものではないから、外国人も委員となることができる。
- （5）正しい。 枝文のとおり。

5 教唆及び幫助 正解（2）

- （1）正しい。 枝文のとおり（刑法 61 条 2 項）。教唆者を教唆することを間接教唆という。
- （2）誤り。 判例は、幫助犯の成立には必ずしも正犯者と意思の連絡があることを要しない（大判大 14・1・22）。
- （3）正しい。 枝文のとおり（東京高判昭 26・11・7）。教唆とは他人に犯意を生じさせることであるから、犯意のない過失犯に対する教唆犯は成立しない。
- （4）正しい。 枝文のとおり。
- （5）正しい。 枝文のとおり。「人を教唆して犯罪を実行させた者」（刑法 61 条 1 項）とあるように、教唆犯の成立には被教唆者が犯罪の実行に着手したことが必要である。被教唆者が犯意を生じたが犯罪の実行に着手しなかった場合、教唆者は教唆の未遂となり不可罰である。

6 名誉毀損罪 正解（5）

- （1）正しい。 枝文のとおり（最判昭 34・5・7）。いわゆる「伝播性の理論」である。
- （2）正しい。 枝文のとおり。
- （3）正しい。 枝文のとおり（大判昭 13・2・28）。本罪は抽象的危険犯である。
- （4）正しい。 名誉は一身専属的法益であるから、名誉毀損罪は被害者ごとに成立する。
- （5）誤り。 虚偽の事実を摘示することによって死者の名誉を毀損した場合、名誉毀損罪が成立する（刑法 230 条 2 項）。

7 建造物損壊罪 正解（4）

- （1）正しい。 枝文のとおり（大判大 3・6・20）。
- （2）正しい。 枝文のとおり。建造物に取り付けられた物が建造物損壊罪の客体となるかという点につき、判例は、当該物と建造物との接合の程度のほか、当該物の建造物における機能上の重要性をも考慮して決すべきであるとして、集合住宅の居室の玄関ドアについて

て建造物損壊罪の客体になるとした（最決平 19・3・20）。

- (3) 正しい。 枝文のとおり（最決平 18・1・17）。
- (4) 誤り。 判例は、「他人の」建造物というためには、他人の所有権が将来民事訴訟等において否定される可能性がないということまでは要しないとしている（最決昭 61・7・18）。
- (5) 正しい。 刑法 260 条後段は「よって人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。」として建造物等損壊致死傷罪を規定している。これは建造物等損壊罪（刑法 260 条前段）の結果的加重犯であり、刑については、基本犯である建造物等損壊罪と、傷害の罪、すなわち傷害罪（刑法 204 条）又は傷害致死罪（刑法 205 条）とを比較を要するものである。

8 検証 正解（1）

- (1) 誤り。 女子に対する身体の「搜索」の場合、急速を要する場合には立会いが不要であるが（刑訴法 115 条ただし書）、「検証」としての身体検査については同様の規定がなく（刑訴法 131 条 2 項参照）、急速を要する場合であっても一切例外は認められない。
- (2) 正しい。 枝文のとおり（刑訴法 222 条 4 項・5 項）。
- (3) 正しい。 枝文のとおり（最決平 21・9・28）。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。検証許可状は検証についての許可状であるから、検証に際して証拠物を発見したとしても、それを差し押さえることはできない。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。写真撮影は検証に当たるが（最決平 2・6・27）、逮捕されている者については、令状を要せずに、指紋・足型の採取、身長・体重の測定、写真の撮影をすることが認められている（刑訴法 218 条 3 項）。

9 弁護人の選任 正解（5）

- (1) 正しい。 枝文のとおり（刑訴法 30 条 1 項）。被告人又は被疑者は、「何時でも」弁護人を選任することができる。
- (2) 正しい。 枝文のとおり（刑訴法 30 条 2 項）。法定代理人等は、被疑者本人の意思とは関わりなく「独立して」弁護人を選任することができる。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。法定代理人等は、被疑者の意思に反しても、独立して弁護人を選任することができるが、弁護人の選任は被疑者の権利保護を目的とするものであるから、最終的には被疑者本人の意思が尊重されるべきであり、被疑者本人が当該弁護人を解任することは自由である。
- (4) 正しい。 枝文のとおり（刑訴法 209 条、78 条）。
- (5) 誤り。 被疑者は、身体拘束の有無にかかわらず、弁護士会に選任の申出をすることができる（刑訴法 31 条の 2 第 1 項）。

10 自白

正解 (1)

- (1) 誤り。 任意性に疑いのある自白は証拠とすることができず（刑訴法 319 条 1 項）、これは被告人自身が証拠とすることに同意した場合でも異なる（刑訴法 326 条 1 項参照）。
- (2) 正しい。 枝文のとおり（福岡高判昭 24・9・6）。
- (3) 正しい。 枝文のとおり（刑訴法 319 条 2 項）。
- (4) 正しい。 枝文のとおり（最判昭 23・6・23）。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。判例は、理詰めによる取調べが強制にあたるか否かは、具体的事実によって各場合に判断されるべきであり、理詰めがあったことをもって漫然と強制とすることはできないとしている（最判昭 23・11・17）。